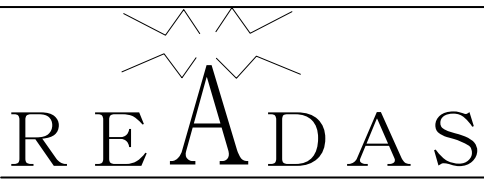


第 5622 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 29日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 セルフメディケーション税制 Q&A

Q：セルフメディケーション税制が来年から施行されるそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーション（健康の維持増進及び疾病の予防の推進）を目的として創設された制度で、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）を、その年分の総所得金額等から控除するという制度です。

概要は、さきごろ厚労省から公表された「セルフメディケーション税制に関するQ&A」にまとめられています。一般の方向けが10問、製造販売業者の方向けが3問、小売業者の方向けが2問で、今後必要に応じて随時更新していくとのことです。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000141868.pdf>

一般向けには、セルフメディケーション税制について、制度内容や創設の目的、医療費控除との関係、申告方法についてや対象の医薬品についてなどがまとめられています。

